

各位

信頼するご家族と一緒に使える！ シニア向け新商品「生活口座共有サービス」を販売開始

城北信用金庫（本店：東京都荒川区 理事長：大前孝太郎）は令和2年7月1日より、相続をはじめとしたシニア向けサービスを展開するブランド「結（ゆい）」において、ご契約者さまの預金をご家族（代理人さま）がキャッシュカードで自由に引き出せる「生活口座共有サービス」の取り扱いを開始いたします。



高齢化の進行に伴い、身体の不調や認知症の発症を不安に感じる方が増えている中、当金庫では、信頼するご家族がサポートしやすい環境づくりが必要であると考え、本商品の開発に至りました。

例えば、体の不自由なご契約者さまの代わりに、ご家族が毎日の買い物をしている場合、立替負担や精算の手間がなくなり、日常生活のサポートがよりスムーズになります。さらにこの利便性に加え、ご契約者さまの判断力の低下や相続を見据えて、将来にわたっても安心してご利用いただける商品設計となっております。

【商品概要】 詳細は次ページをご覧ください

取扱開始日：令和2年7月1日（水）

基本手数料：110,000円（税込）

サービス利用料：月額550円（税込）

*本商品は一般社団法人つなぐ相続支援センターとの共同サービスです。

■商品の特長

- ① ご契約者さまの普通預金口座^{*1}から専用口座に、毎月定額を自動振込^{*2}
- ② ご家族（代理人さま^{*3}）は代理人カードでいつでも自由に入出金可能
- ③ 入出金情報を指定のメールアドレス・当金庫アプリ宛てに一斉通知^{*4}
通知先は、ご契約者さまと代理人さまの他にも複数人登録でき、ご家族皆さままでご契約者さまの暮らしを見守ることができます。

*1 当金庫に開設した口座に限ります。

*2 自動振込額は50万円、専用口座に保有できる残高は100万円が上限です。

*3 代理人となるのは原則、成人の推定相続人または3親等以内の親族1名です。

*4 入出金通知は翌営業日に送られます。



▲通知イメージ（アプリ）

■安心がつづく仕組み

専門家のサポートのもと、ご契約者さまと代理人さまの間で「財産管理委任契約」と「任意後見契約」を結び、公正証書を作成します。正当な委任契約を明確にすることで、代理人さまに安心してお取引いただけるうえに、ご契約者さまが認知症などで判断力が低下した場合にも、代理人さまが継続して財産管理をサポートすることができるようになります。



■シニア向けライフサポート「結」とは

シニア向けライフサポート「結（ゆい）」は、相続をはじめとしたシニア世代ならではの悩みや不安を“まるっと解決”するために、平成29年4月に開始した当金庫独自のトータルサービスです。各分野の専門家と力を合わせて「公正証書遺言作成支援サービス」や「遺産整理紹介サービス」など、お客さまとご家族の幸せな未来を実現する商品をご提供しています。

■一般社団法人 つなぐ相続支援センターについて

相続に関する多岐にわたるお悩みを解決するために、弁護士・司法書士・行政書士・税理士が中心となって設立された城北信用金庫の専属パートナーです。当金庫との共同サービス「公正証書遺言作成支援サービス」をはじめ、遺言執行や遺産整理手続業務を行っています。

所在地：〒102-0082 東京都千代田区一番町6番地 相模屋本社ビル5階

代表理事：藤川健司（リーガル・アソシエイツ株式会社 代表取締役・司法書士）

設立：2016年10月

URL：<http://www.tsunagusouzoku.or.jp/>